

## 個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供について
----	---

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部提供）

（担当部課：子ども家庭部子ども家庭支援課）

## 事業の概要

事業名	新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供
担当課	子ども家庭支援課
目的	子ども総合センター及び子ども家庭支援センターで扱う児童虐待事案のうち、緊急性・危険性の高い事案について、子ども家庭相談管理システムで保有する個人情報を警視庁と情報共有することで、早期発見、早期対応により児童の安全確保を図る。
対象者	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新宿区（以下「区」という。）では、平成17年に新宿区要保護児童対策地域協議会を「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」として設置し、区内警察署（新宿・四谷・牛込・戸塚）を含む関係機関と要保護児童について情報共有し、連携してきた。「要保護児童等に係る個人情報の要保護児童対策地域協議会への外部提供について」は、平成17年度第2回新宿区情報公開・個人情報保護審議会にて要保護児童等に関する情報の紙での外部提供を開始することを諮問し、平成24年度第7回同審議会で対象者（要保護児童等）に特定妊婦が追加されたことを諮問し、それぞれ承認された。</p> <p>さらに、警察署との連携について、令和元年6月に区内4警察署と「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定書」を締結し、区と警察署との児童虐待にかかる情報共有の強化を行ってきた。</p> <p>この度、児童虐待事案に係る児童の安全確認及び保護等を行っている警視庁生活安全全部少年育成課から、東京都全体で、厚生労働省が定める「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）及び警察庁が定める「児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）」（以下「ガイドライン等」とする）に沿った統一的対応を行うため、全都共通様式による協定書を区と締結したいとの申し入れがあった。協定書（案）では、従来行ってきた紙媒体や電話等口頭による情報提供に加えて、LGWANメールにより、随時または例月のデータによる情報提供を行う内容となっている。</p> <p>今回、新たに警視庁とガイドライン等に沿った協定を結び、区と警察署との児童虐待にかかる情報共有について明確にし、一層の連携の強化を行っていく。</p> <p>また、区内4警察署とは、協定書に代わる覚書を取り交わし、子どもの安全を早急に確保する必要がある場合には、直接、電話にて連絡を行えるようにし、連携できる体制を継続する。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>警視庁生活安全全部少年育成課が、児童虐待の防止等に関する法律及びガイドライン等に基づき、市区町村や児童相談所との連携強化による児童の安全確保を最優先にした対応をとるために必要な限度で個人情報を利用し、かつ、合理的な理由があることから、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第3号に基づき、外部提供を行う。</p> <p>※「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定書の締結について」は、令和元年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会で報告済み。</p>

**件名 新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への外部提供について**

保有課 (担当課)	子ども家庭支援課
登録業務の名称	新宿区要保護児童対策地域協議会における児童虐待に関する情報の警視庁への提供
登録業務の目的	児童虐待事案のうち緊急性・危険性の高い事案について、警視庁と新宿区で個人情報の送受信により情報共有を行う。
外部提供の相手方	警視庁生活安全部少年育成課
外部提供を行う理由	警視庁と LGWAN メールを利用した、データによる情報提供を行うことで、早期発見、早期対応により児童の安全確保を図ることができるため。
外部提供を行う情報項目	虐待種別、児童氏名、生年月日、性別、主たる虐待者、住所・連絡先、家族状況、相談内容、転出先及び転入先(予定含む)、警察関与の有無、他の自治体で把握した情報、その他参考事項
外部提供を行う際に使用する記録媒体	警視庁指定の Excel シート (資料35-2、資料35-3) ※警視庁との情報提供方法は LGWAN メールを利用し、添付 Excel シートについては、パスワード設定したものを送付する。なお、パスワードは警視庁と事前に共有したものを使用する。 ※LGWAN を経由するため、インターネットには接続しない。
外部提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
外部提供の時期	令和5年9月8日から (次年度以降も、同様の外部提供を行う。)